



センターでは、市町のまちづくり・景観形成の取組みを支援しています。

## まちアップ支援事業

令和7年度実績等の紹介・・・P2

市町が進める住民主体のまちづくりや官民協働のまちづくりを支援するため、また都市計画や都市整備事業に関する相談、市民・児童・生徒向けのまちづくりに関するイベントや講演会・勉強会の講師として、まちづくり専門家の派遣を行っています。

### ■ 専門家派遣事業

#### アドバイザー派遣

まちづくり初動期に必要な課題の共有や合意形成と地元体制づくりを支援

#### コンサルタント派遣

まちづくりの方針検討や構想案、計画案の作成準備と合意形成を支援

- ・センター設置の「まちづくり専門家バンク」登録専門家を派遣
- ・アドバイザー報酬(謝金・交通費)、コンサル委託料は規定の範囲内でセンターが負担



まち歩き (まちの空き家の状況確認のようす)



ワークショップ (まちの良いところと課題検討)

## 景観形成支援事業

令和7年度実績等の紹介・・・P5

良好な景観形成を推進するため、景観形成地区等における建築物等修景助成や地区住民の景観まちづくり活動を市町と協力して支援しています。

### ■ 景観形成支援事業

#### ① 修景助成事業

建築物等の景観形成に資する外観の整備に要する費用の一部を助成

#### ② 専門家派遣事業

修景相談、住民団体による景観形成推進活動等の指導、地区や通り・街区などの景観整備計画の立案や無電柱化などに景観アドバイザー等の専門家を派遣

#### ③ 景観形成等活動助成事業

地区の住民団体や景観形成等推進員による景観形成等推進活動の費用の一部を助成

#### ④ 景観支障建築物等除却・改修助成事業

管理不全な状態で周辺の良好な景観を阻害している物件の除却又は改修費の一部を助成



←修景前

↓修景後



歴史的景観形成建築物等修景助成 (丹波篠山市)



景観アドバイザー派遣 (景観推進活動指導)



まちアップ支援事業



景観形成支援事業



まちづくり専門家バンク



景観アドバイザーバンク

# 令和7年度 まちづくり支援・景観形成支援 事業実績報告

(公財)兵庫県まちづくり技術センターで、令和7年度に実施した「まちアップ支援事業」、「景観形成支援事業」とその他関連事業の実績の概要を報告します。

## 1. まちづくり支援（住民主体のまちづくりへの専門家派遣）

### (1) まちアップ支援事業

センターでは、市町における住民主体のまちづくりを推進するため、市町への技術支援をより柔軟に行うことを目的として、令和4年度から「まちアップ支援事業」を実施しています。

本事業では、市町が取り組む住民主体のまちづくりや官民協働によるまちづくりを支援するとともに、都市計画や都市整備事業に関する相談対応、まちづくりに関するイベントや講演会、まちづくり教育の講師など、幅広い用途に応じて、まちづくり専門家やコンサルタントの派遣を行っています。

#### ■年度別実績

年度	アドバイザー派遣		コンサルタント派遣		合計	
	地区	金額(千円)	地区	金額(千円)	地区	金額(千円)
平成27年度《まちづくり発掘支援事業》	4	1,250	1	1,566	5	2,816
平成28年度《 " 》	5	850	2	3,500	7	4,350
平成29年度《 " 》	6	1,450	0	0	6	1,450
平成30年度《 " 》	0	0	1	1,998	1	1,998
平成31(令和元)年度《 " 》	2	500			2	500
令和2年度《まちづくり推進支援事業》	2	200			2	200
令和3年度《 " 》	2	400	1	991	3	1,391
<b>計</b>	<b>21</b>	<b>4,650</b>	<b>5</b>	<b>8,055</b>	<b>26</b>	<b>12,705</b>
令和4年度《まちアップ支援事業》	6	1,940	1	0	7	1,940
令和5年度《 " 》	12	3,570	1	2,739	13	6,309
令和6年度《 " 》	8	1,890	1	946	9	2,836
<b>令和7年度《 " 》</b>	<b>9</b>	<b>2,230</b>	<b>1</b>	<b>1,980</b>	<b>10</b>	<b>4,210</b>
<b>計</b>	<b>35</b>	<b>9,630</b>	<b>4</b>	<b>5,665</b>	<b>39</b>	<b>15,295</b>
<b>合計</b>	<b>56</b>	<b>14,280</b>	<b>9</b>	<b>13,720</b>	<b>65</b>	<b>28,000</b>

#### ■令和7年度支援地区

支援地区		都市計画	支援内容	アドバイザー派遣(回数)	コンサルタント派遣	備考
市町	地区名					
伊丹市	安堂寺町1丁目		地区計画等検討	(5)		前年度継続
播磨町	本荘		住環境整備勉強会	(1)		新規
三木市	旧市街地		空き家活用	(4)		前年度継続
三木市	調整区域(鳥町)	市街化調整区域	土地利用計画	(2)		前年度継続
三木市	調整区域(広野)	市街化調整区域	土地利用計画	(6)		新規
加西市	旧北条市街地		空き家活用	(4)		前年度継続
新温泉町	湯村温泉	非都計区域	まち歩き	(5)		新規
南あわじ市	福良まちなみ再生		町並み計画	(3)	○	新規
南あわじ市	福良空き家活用		空き家活用	(2)		前年度継続
<b>合計</b>	<b>6市町 9地区</b>			<b>9地区</b>	<b>1地区</b>	

## 【まちアップ支援事業の事例 太子町福地地区】

太子町福地地区は市街化調整区域内にある面積約69ha、人口約820人、世帯数約310世帯の集落です。

近年、この地区においても人口減少、高齢化による地域活力の低下、農耕地の営農・管理困難等の問題が顕在化しており、自治会等の地区住民は強い危機感から、対応を検討しますが右往曲折して成果が得られませんでした。自治会等は法規制の緩和による問題解決を図るため町に市街化区域への編入を求めました。

これを受け、町はセンターに依頼して、本質的な課題等を整理するため、自治会等にまちづくりアドバイザーを派遣し、住民は地区の良いところ、変えたいところについて意見を出し合いながら地区の将来像（まちづくりビジョン）を取りまとめました。

まちづくりビジョンを具体的にしていく方法を検討するなかで、地区住民は地区の良いところを残しながら問題を解決して行くには、市街化区域への編入ではなく、特別指定区域制度の見直しと空家等活用促進特別区域制度の指定を活用することとしました。

まちづくりビジョンを設けることにより、地区の課題がクリアになり地区住民が本来、求めるまちづくりを進めることができた事例です。このアドバイザー派遣後、特別指定区域制度の見直しと空家等活用促進特別区域制度の指定の手続きは町が実施しまちづくりが実践されています。

派遣アドバイザーは（同）人・まち・住まい研究所 浅見氏と溝呂木氏で派遣期間、回数は令和4年度か令和5年度で13回です。

（ワークショップの状況）



### まちづくりビジョン(案)

福地の魅力と課題	福地のまちの将来像
<b>農業・農地</b> 魅力：田畑が多い、気候が穏やか、自然がいっぱい、水がおいしい 課題：野菜づくりができる 魅力：休耕地・放棄田が増えている 課題：農家の継承者が少ない 公共地・農地の管理が大家	<b>自然を大切に</b> 豊かな自然環境を守り、農のある風景・食糧を守り育て続けたい 地域で子供を育てる 地域と学校の関係が近いことを活かし、地域で心豊かな子供を育てられる地域にしたい
<b>自然環境の課題</b> 魅力：灌漑所がたくさんある 課題：灌漑が狭く、農下校の道が危険なところが多い 田舎がなくて寂しいところがある 村内の道路が幹線道路の付け道になっている 車がスピードを出しやすい	<b>地域の農地・農業を守る</b> 農業に希望を持てるようにして、農地や地域が適正に管理される地域にしたい <b>若者の活躍の場を増やす</b> 若者の暮らしを応援し、活躍の場をつくり、若者が戻りやすい地域にしたい
<b>まちの安全の課題</b> 魅力：都会すぎず田舎すぎない 課題：古い家屋がある 都市ガスが来ている 田舎の中心で大きな村である	<b>生活しやすい環境を作る</b> 日常の買い物ができる場所を作るなど生活に困らない地域にしたい 管理されていない空き家を減らし、空き家を地域づくりに役立てたい <b>互助・共助で安全安心な暮らしを守る</b> まちの危険をできるだけ減らし、安心して暮らせる地域にしたい 高齢の皆さんの暮らしを地域の互助によって支えられるような地域にしたい
<b>まちの居住環境の課題</b> 魅力：空き家が増えている 課題：農家の継承者以外の人がある 町役場が増えている 犬の散歩のマナーが悪い	<b>地域コミュニティを大切に</b> 地域の行事を見直し、多くの人が行事に参加できるような地域にしたい コミュニケーションの場を作り、よりよい近所付き合いができる地域にしたい <b>定住者や関係人口を増やす</b> 都会すぎない便利な田舎の魅力を生かし、移住する人を呼び込める地域にしたい 農家で暮らすための作法を分かり合い、みんなで快適に暮らせる地域にしたい
<b>生活利便性の課題</b> 魅力：駅が近くて交通が便利、病院・医院がある 課題：教育施設が充実している、学校・幼稚園・保育所が多い 中心道路が通っている 農産物に歩いて行ける店（コンビニ等）がない 公園、子供の遊べる場所がない 中心道路が通っている	
<b>地域コミュニティの課題</b> 魅力：昔から新住民の受け入れに寛大 課題：若い人も呼び込みやすい 学校の生活のコミュニケーションが取りやすい 下校の見守り隊がある	
<b>人口構成・少子高齢化の課題</b> 魅力：近所付き合いがなくなった 課題：近所付き合いがなくなった 近所付き合いがなくなった 近所付き合いがなくなった	
<b>人口構成・少子高齢化の課題</b> 魅力：高齢世帯が多い 課題：免許を持たない人の移動手段の課題 子どもの数が減った、都会の学校へ出て帰ってこない	

## (2) 専門家登録（まちづくり専門家バンク）

まちづくり専門家の派遣による住民主体のまちづくり支援を円滑に行うため、まちづくりに関する各分野の専門知識と住民団体等支援の実績のある専門家を登録しています。（R08.04.01現在 50名）

ひょうごまちづくり専門家バンク

[https://www.hyogo-ctc.or.jp/ctc/business/land/land\\_5\\_1.html](https://www.hyogo-ctc.or.jp/ctc/business/land/land_5_1.html)

## (3) まちづくり専門家会議

専門家派遣による市町のまちづくり支援のさらなる充実を図るため、市町職員が参画する専門家会議を開催し、市町職員が専門家と直接情報交換や意見交換を行うことができる場を提供し、市町職員の知識の充実や意欲の向上を支援します。

講演者はまちづくり専門家バンク登録の専門家です。自身のまちづくり専門家としての支援事例、まちづくりに対する思いなどを講演いただきます。

## ■令和7年度 開催実績

実施回/実施日	講演者（まちづくり専門家バンク）「講演テーマ」	参加者（人）
第1回 7/23	① 講師 北村胡桃 氏（株式会社 遊空間工房） 【兵庫県の地域づくりに惹きつけられて10年 新米アドバイザーが得たもの・目指したいこと】 ② 講師 溝呂木百合 氏（合同会社 人・まち・住まい研究所） 【地域とのつきあいかた・ささえかた】 ③ 講師 山下香 氏 （建築・まちづくり事務所状況設計室/甲南女子大学文学部メディア表現学科） 【個人の知識・技能を他者と共有する場づくりを通じたチームビルディング】 ④ 《トークセッション》 「講師3名と聴講者によるフリートーク・意見交換」	31人 ・市町 18人 ・専門家 5人 ・その他 8人
第2回 11/12	① 講師 中川 幾郎氏（帝塚山大学 名誉教授） 【これからのコミュニティづくり】 ② 講師 浅見 雅之氏（合同会社 人・まち・住まい研究所） 【コミュニティづくり支援の実践】 ③ 《トークセッション》 「講師2名と聴講者によるフリートーク・意見交換」	38人 ・市町 18人 ・専門家 8人 ・その他 12人

## ■トークセッションの様子（第1回/第2回）



## （4）その他（関連事業）

### ■まちづくり研修

ライフスタイルや価値観の多様化、ニーズの高度化が進む中、まちづくりは、行政が主導する画一的な手法から、住民を中心とした多様な主体が地域の価値や魅力を創造・育成する取組へと移行しています。

今後の行政には、住民や住民団体、民間事業者などが連携する場を設けるとともに、自らもその一員として地域と関わり、新たな価値を共創しながら、多様な生活ニーズに応える持続可能なまちづくりを推進する役割が求められています。

センターでは、こうした状況を踏まえ、市町職員の皆様の今後のまちづくりの参考となるよう「まちづくり研修」を実施しました。

研修では、まず県まちづくり部都市政策課より、兵庫県まちづくり条例および基本方針に基づく人間サイズのまちづくりの考え方や、空き家再生を起点としたエリアマネジメントなどの施策について説明しました。続いて、まちづくり専門家の浅見雅之氏による講義およびワークショップを通じ、住民主体のまちづくりの意義や可能性を学ぶとともに、今後の行政職員のあり方について考えました。

研修には35名が参加し、ワークショップでは活発な意見交換が行われました。

アンケートでは、「たいへん満足」76%、「まずまず満足」24%と、参加者全員から高い評価を得ました。主な意見として、「非常に有意義だった」「今後の行政課題に不可欠な視点を得られた」といった声が寄せられました。

[研修案内](#) | [兵庫県まちづくり技術センター](#)

<https://www.hyogo-ctc.or.jp/training/>

## 2. 良好な景観形成の支援

### (1) 景観形成支援事業

県下の良好な景観形成の推進を図るため、兵庫県及び市町と協力し県内の景観形成地区等の地域を対象として「景観形成支援事業」実施しました。

#### ■令和7年度 景観形成支援事業実施概要

	地域	市町名	地区	名称	火災地区復興支援	修景内容	
修景助成	歴史的景観形成建築物等修景助成 (16件)	西播磨	たつの市	龍野地区	民家		前面模様替え
		西播磨	たつの市	龍野地区	民家		門扉修繕等
		西播磨	佐用町	平福地区	民家		新築
		但馬	豊岡市	城崎温泉地区	民家		2階窓・外壁模様替え
		丹波	丹波篠山市	城下町地区	ホテル		新築
		丹波	丹波篠山市	城下町地区	民家		新築
		丹波	丹波篠山市	城下町地区	民家		新築
		丹波	丹波篠山市	城下町地区	民家		模様替え
		丹波	丹波篠山市	城下町地区	民家		新築
		丹波	丹波篠山市	篠山伝統的建造物群保存地区	民家		新築
		丹波	丹波篠山市	上立杭地区	民家		外壁等修繕
		丹波	丹波篠山市	上立杭地区	民家		外壁・瓦修繕
		丹波	丹波篠山市	歴史街道波々伯部地区	民家		外壁・瓦修繕
		丹波	丹波篠山市	歴史街道波々伯部地区	民家		外壁・瓦修繕
		丹波	丹波篠山市	歴史街道波々伯部地区	民家		前面模様替え
		丹波	丹波篠山市	歴史街道古市地区	民家		瓦修理等
	小計						15,062千円
	一般建築物等修景助成 (1件)	西播磨	佐用町	田和地区景観形成等住民協定地区	民家		石垣修繕
	小計						137千円
	景観形成重点区域修景助成 (2件)	北播磨	三木市	三木城下町地区	民家		庭木伐採
		西播磨	佐用町	平福地区	民家		外壁修繕等
	小計						1,299千円
	景観形成重要建築物等修景助成 (7件)	東播磨	稲美町	景観形成重要建造物	井澤本家		塀・瓦等修繕
		但馬	豊岡市	景観形成重要建造物	赤木家住宅		瓦・雨樋修繕
		西播磨	宍粟市	景観形成重要建造物	梶間家住宅		建具修繕
		丹波	丹波篠山市	景観重要建造物(市指定)	中井家住宅		茅葺鉄板被せ修繕
丹波		丹波市	国登録有形文化財	慧日寺		庫裏の茅葺葺替え	
淡路		洲本市	景観形成重要建造物	春陽荘(旧米田家住宅)		庇杉皮葺き替え等	
淡路		南あわじ市	景観形成重要建造物	菊川家住宅		外壁補修等	
小計						7,783千円	
<b>修景助成 計</b>						<b>24,281千円</b>	
						<b>件数 26</b>	
専門家派遣	景観アドバイザー派遣 (16件)	北播磨	三木市	三木城下町地区	(長屋)		修景相談
		北播磨	三木市	三木城下町地区	(旧商店)		修景相談
		西播磨	佐用町	田和地区(景観形成等住民協定地区)	田和地区		協定延長検討
		但馬	豊岡市	城崎温泉地区	南上火災地区	○	復興支援
		丹波	丹波篠山市	篠山城下町地区	山内町火災地区	○	復興支援
		丹波	丹波市	青垣町佐治	(古民家)		
		東播磨	高砂市	高砂町鍛冶屋町	旧三つ星科学事務所☆		景観形成重要建造物指定候補調査 ☆:指定済(R8.3.1告示)
		但馬	豊岡市	豊岡市街地	(市場)		
		西播磨	佐用町	平福	(樹木)		
		西播磨	宍粟市	山崎町高下	庄家住宅☆		
		丹波	丹波市	柏原町柏原	旧田原邸☆		景観遺産認定候補調査
		淡路	南あわじ市	倭文長田	永田家住宅☆		
		但馬	豊岡市	豊岡市街地	(店舗)		
		但馬	豊岡市	豊岡市街地	(店舗)		
		但馬	豊岡市	豊岡市街地	(店舗)		
		但馬	豊岡市	豊岡市街地	(店舗)		
	小計						3,090千円
景観コンサルタント派遣(0件)						0	
<b>専門家派遣 計</b>						<b>3,090千円</b>	
						<b>件数 17</b>	
活動助成	景観まちづくり (0件)					0	
	景観形成等推進員 (0件)					0	
	<b>活動助成 計</b>					<b>0</b>	
						<b>件数 0</b>	
景観支障建築物等除却・改修助成	改修費助成 (0件)					0	
	改修費助成 (0件)					0	
	<b>景観支障建築物等除却・改修助成 計</b>					<b>0</b>	
						<b>件数 0</b>	
<b>合計</b>						<b>27,371千円</b>	
<b>件数</b>						<b>43</b>	

令和8年度継続分(上記に含まず) 修景助成 5件 10,164千円  
 専門家派遣 1件 1,884千円  
 合計 6件 12,048千円

## ■修景助成支援事例

県及び市景観条例により指定された景観形成地区・景観形成重点区域等での修景行為（修繕・模様替え、新築）、同様に指定された景観形成重要建造物の外観の維持保存のための行為を助成しました。

地区	城崎温泉景観形成重点地区 (豊岡市景観条例)	篠山城西町地区(丹波篠山市景観 条例・歴史地区)	佐用町平福地区(兵庫県景観条例・ 景観形成重点区域)
助成種別	歴史的景観形成 建築物等修景助成	歴史的景観形成 建築物等修景助成	景観形成重点区域修景助成
物件	民家	民家	民家
修景内容	【民家の外壁(窓)修景】 在来民間の2階外壁・窓を 伝統的な木製窓に模様替え	【民家模様替え】 在来工法空き家の再生活用に向け 外観を修景	【景観形成重点区域修景基準に基づく 修景】 外壁・軒周りの漆喰劣化・損傷分の修 繕
修景前			
修景後			

## ■大規模火災地区での復興支援

景観形成地区等で発生した大規模火災の区域について、早期再建と景観形成地区にふさわしい景観としての復興を助成率・限度額引き上げなどの特例措置により支援しています。

平成27年発災の城崎温泉喜多町地区については、令和7年度をもって特例措置を終了しました。

発災日・地区	被災状況	地元(被災者組織)/支援内容	備考
平成27年1月3日 豊岡市城崎温泉地区 (城崎温泉喜多町地区)	民家・店舗 全焼8棟・半 焼4棟・水損8棟・煙損 14棟 死者2名	城崎温泉火災復興協議会及び個別再建支援 ・景観アドバイザー派遣(H26-28) ・景観まちづくりコンサルタント派遣(H27) ・修景助成:H27-R8で8棟再建 (うち1件は助成非活用)	残1件(裏の協議会所有 地)は当面関係者駐車場暫 定利用
令和3年7月24日 丹波篠山市篠山城西町地区 (山内町大規模火災跡)	民家10軒(2200㎡) 8世帯13人 (人的被害なし)	山内町被災者の会 ・景観アドバイザー派遣(R6-7) ・景観まちづくりコンサルタント派遣(R7-8) ・修景助成:R7まで実績なし	再建2件(被災時1件)は 再建計画外先行再建のため 通常助成
令和7年5月5日 豊岡市城崎温泉地区 (城崎町南上地区)	旅館・民家5棟 (人的被害なし)	城崎町湯島南上復興支援協議会 ・景観アドバイザー派遣(R7) ・景観まちづくりコンサルタント派遣(未) ・修景助成:未(R8活用見込)	大規模火災であるが被災世 帯数(旅館2・個人2)が少 ないため地元のまちづくり 会社等により支援協議会を 組織

## (2) 専門家登録（景観アドバイザーバンク）

景観形成地区での修景相談、景観形成重要建造物の管理に関する相談などの個別相談のための専門家派遣を円滑に行うため、景観形成に精通した専門家（建築士）を登録しています。

また、地区やゾーンでの景観まちづくり活動の指導、勉強会等への派遣のため、まちづくり専門家バンクは景観形成支援事業でも活用しています。

[景観アドバイザーバンク](#)

<https://www.hyogo-ctc.or.jp/machicen/hyomachi/modules/landadv/>

## (3) 修景助成等報告会

オンライン（ZOOM）会議により、景観形成に取り組む市町の担当者、景観アドバイザーが参加し、令和7年度の景観形成支援事業の実績を共有しました。

修景助成の事例、景観アドバイザーの実施報告、事業運用上の注意点などを確認しました。

市町及び県の景観行政担当者 23 名、景観アドバイザー 19 名 計 42 名の参加がありました。

## (4) その他

### ■景観形成支援事業実施要綱等の改正・運用の改正

限られた予算を効率的かつ効果的に活用するため、景観施策の実施主体や文化行政との棲み分けを踏まえ、以下の見直しを行う。（施行：令和8年4月1日）

- ・歴史的景観形成地区内において、和瓦葺きや漆喰塗りなどの伝統的意匠とする基準が定められていない場所（いわゆるバッファゾーン）は、行政が歴史的景観形成を指導していないことから、助成限度額を一般建築物等修景助成並に引き下げる。（＝景観形成基準と修景助成との連動）
- ・景観行政団体等については、地区住民への支援を含め主体的に景観施策を実施することとされていることから、市町の随伴助成を要件化（センター助成は従来の 1/3 から 1/6 へ）し、かつセンター助成は市町助成額を限度とする。 ※昨年度に要綱改正済みの令和8年度施行分
- ・文化財保護法に基づく伝統的建造物群保存地区は、本来、文化財補助制度で支援されるべきものであり、制度見直しが行われないまま景観形成支援事業による支援開始から既に 20 年が経過していることから、助成対象の適正化を図るため助成を廃止する。

### 各規程の改正内容の詳細

規程名称	改正箇所	改正内容
1 実施要綱	1-4～8頁	（歴史的景観形成建築物等修景助成の助成限度額） ・伝統的意匠基準が設定されていないゾーンの助成限度額の引き下げ（「330万円」を一般建築物等修景助成と同額の「75万円」とした） ・市町条例にもとづく景観形成地区等は、市の随伴助成を要件化。（センター助成率を 1/6 にするとともに市町助成額をセンター助成の限度額とした）
2 実施要綱 運用基準	2-2、3頁 別表1	・伝統的建造物群保存地区内の建物及び登録文化財にかかる修景助成を廃止
	2-5頁	・「軽微な変更」の定義を改定
	2-6頁	・高額助成（150万円超）案件にかかる評価・助言委員会審査を廃止
3 実施細則	別表1	・助成金交付申請提出書類に「委任状」を追加
	申請様式	・所要の文言修正 （例：交付決定番号のローマ字表記を漢字に修正。R → 令和 など）
4 景観支障 建築物等実 施要領	申請様式	・所要の文言修正 （例：交付決定番号のローマ字表記を漢字に修正。R → 令和 など）

※改正箇所は規程集のページ番号

※申請等に際して様式記は最新のものを使用してください。

※センターホームページ「景観形成支援事業規程集」[https://www.hyogo-ctc.or.jp/business/land\\_5\\_01/](https://www.hyogo-ctc.or.jp/business/land_5_01/)